

保護命令の申立にかかる手数料及び添付書類等

1 保護命令申立手数料等

(1) 収入印紙 1,000円

(注意) 執行官送達が必要な場合の予納金の予納額は、福井市内の場合1万円

(2) 郵便切手 合計3,110円

(内訳 500円×4枚、100円×4枚、84円×5枚、50円×2枚、

20円×6枚、10円×6枚、2円×5枚)

2 添付書類等【添付書類は1部、証拠書類は2部（正本・副本）必要】

申立書副本（相手方送付用）

法律上又は事実上の夫婦であることを証明する資料（添付書類）

○戸籍謄本、住民票【マイナンバー（個人番号）の記載がないもの】等（当事者双方のものが必要です。）※1

申立人と相手方との関係が生活の本拠を共にする交際であることを証明する資料（証拠書類）

○申立人及び相手方の住民票【マイナンバー（個人番号）の記載がないもの】、生活の本拠における交際時の写真、電子メールまたは手紙の写し、住居所における建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し、電気料金・水道料金・電話料金の支払請求書の写し、本人や第三者の陳述書 等

暴力・脅迫を受けたことを証明する資料（証拠書類）

○診断書、受傷部位の写真、本人や第三者の陳述書 等※2

相手方から、今後身体的暴力を振るわれて生命、身体に重大な危害を受けるおそれが大きいことを証明する資料（証拠書類）

○本人や第三者の陳述書、電子メール又は手紙の写し 等

子への接近禁止命令を求める場合に必要な書類として

接近禁止の対象となる子が15歳以上のときは、その子の同意書（証拠書類）

※ 同意書の署名が子本人のものであることが確認できるもの（学校のテストや手紙等）を同時に提出してください。（添付書類）

親族等への接近禁止命令を求める場合に必要な書類として

① 接近禁止の対象者の同意書（対象者が15歳未満の場合又は成年被後見人の場合は、その法定代理人の同意書。）（証拠書類）

※ 同意書は対象者（法定代理人）本人に署名押印してもらい、対象者の署名押印であることが確認できるもの（手紙、印鑑証明書、パスポートの署名欄等）を同時に提出して

ください。 (添付書類)

② 対象者の戸籍謄本、住民票【マイナンバー（個人番号）の記載がないもの】。その他申立人本人との関係を証明する書類 (添付書類)

・ 法定代理人による同意書には、これらに加えて資格証明書の提出が必要です。 (添付書類)

③ 対象者への接近禁止命令が必要である事情を明らかにする対象者作成の陳述書など (証拠書類)

※1 婚姻関係及び居住関係を示す資料としては、原則として、戸籍謄本、住民票の添付が求められているが、やむを得ないときには、健康保険証や運転免許証等写しの添付により代えることができます。

※2 配偶者からの暴力を示す資料としては、診断書の添付が求められていますが、暴力はあったが病院に行かなかった等診断書が取れなかったときには、暴力を受けた部位や暴行の影響が残存している場所を写真撮影、暴行によって申立人が薬を購入するに至った場合のレシート等、暴行により一時避難先の居住者による申立人の状況の陳述書等、それらによって代えることもできます。

3 保護命令取消申立手数料等

(1) 収入印紙 500円

(2) 郵便切手

【申し立てるのが保護命令事件の申立人の場合】

合計168円 (内訳 84円×2枚)

【申し立てるのが保護命令事件の相手方の場合】

合計2, 588円分

(内訳 500円×4枚、84円×4枚、50円×2枚、20円×4枚、10円×6枚、
2円×6枚)

〒910-8524 福井市春山1丁目1番1号

TEL 0776-91-5073 (ダイヤルイン)

福井地方裁判所民事部保護命令係